

## 7. 食品添加物

食品添加物の使用は必要不可欠な場合に限り、最小限とする。使用できる食品添加物は「ベビーフード添加物リスト」で定める。ただし加工助剤およびキャリーオーバーに該当するものはこの限りではない。